

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和7年1月30日（木）15:05
小倉北区役所6階 教育委員会会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第48号「北九州市立図書館基本計画の策定について」 （奉仕課長）

㊟ 議案第49号「令和7年2月北九州市議会定例会への提出議案等について」
（総務課長）

㊟ 議案第50号「人事について」 （労務争訟担当課長）

(2) その他報告

その他報告①「北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱の一部
改正について」 （教職員課長）

その他報告②「思永中学校温水プール管理要綱の一部改正について」
（施設課長）

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- | | | | |
|---|-------|---|--|
| 1 | 開催年月日 | 令和7年1月30日（木） | |
| 2 | 開催時間 | 15:05～17:18 | |
| 3 | 開催場所 | 小倉北区役所6階 教育委員会会議室 | |
| 4 | 出席者 | （教育長） 田島 裕美
（教育委員） 大坪 靖直、郷田 郁子、香月 きょう子、中島 良、清成 真 | |
| 5 | 事務局職員 | 教育次長
中央図書館長
総務部長
教職員部長
学校支援部長
学校教育部長
教育相談・特別支援教育担当部長
次世代教育推進部長
中央図書館副館長
総務課長
企画調整課長
教職員課長
労務争訟担当課長
制度服務担当課長
教育センター所長
学事課長
学校保健課長
施設課長
指導企画課長
学校教育課長
教育振興担当課長
幼児教育センター担当主幹
生徒指導課長
学校支援担当課長
学校支援担当課長
不登校等支援センター担当課長
部活動地域移行担当課長
特別支援教育課長
特別支援教育相談センター所長
次世代教育推進課長
教育情報化推進課長
中央図書館運営企画課長
中央図書館奉仕課長 | 高松 淳子
神野 洋一
大庭 千枝
澤村 宏志
富原 明博
藤井 創一
有田 勝彦
丹羽 雅也
竹永 政則
久保 慶司
栗原 健太郎
岡本 裕史
左方 佳明
石本 弘一
砂田 剛志
高野 栄二
中山 賢彦
有田 隼人
浜崎 善則
武藤 佐予
大石 仁美
金子 二康
山中 孝一
中村 国彦
辻 健一郎
福嶋 一也
竹中 雅則
森永 勇芽
北野 里香
臼木 祐子
石川 秀一
藤原 定男
綾塚 由美子
桑本 清
中島 遥香 |
| 6 | 書 記 | 総務課庶務係長
総 務 課 | 中島 遥香 |
| 7 | 会議の次第 | 別紙のとおり | |

教育委員会(定例会)会議録（令和7年1月30日）

1 開 会

15:05 田島教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、大坪委員と清成委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第49号「令和7年2月北九州市議会定例会への提出議案等について」
- ・議案第50号「人事について」

3 案 件

（1）公開案件

議案第48号「北九州市立図書館基本計画の策定について」

本議案の提案理由を奉仕課長が説明。

[提案理由要旨]

田島教育長／これは初めてのきちんとした基本計画で、ホームページからのダウンロードのみできる形になるのか。それとも冊子としてまとめ、全国の図書館へ参考としてお渡しするなど、何か考えていることがあれば伺いたい。

奉仕課長／冊子については、事業費予算より印刷をかける予定であるが、そこまで多くはできないため、700部作成して各図書館に設置、関係各局等に送付する。なお、他都市の図書館については現在、全国までは考えておらず、検討中ではあるが政令市レベルで送ることを想定している。また、広報としてはホームページへのデータ掲載と印刷を行い、A3サイズの両面で概要版を1枚作成する予定としており、市民向けに配布するほか、教育委員会の広報紙「未来をひらく」へ掲載するなど、より多くの市民の皆さんに知っていただけるような広報を計画している。

田島教育長／承知した。では、教育委員会の広報ラインとも相談しながら広報に努めたいと思う。

原 案 可 決

その他報告①「北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱の一部改正について」

教職員課長が報告。

[報告要旨]以下の項目について報告。

中島委員／改正の理由と、変更案そのものについては了解した。特に意見はないが、伺いたいことが2つある。

1つ目、「1から3に該当する」とあるので、他の1と3は何の条件なのか気がなることと、今回「教職大学院等」から「教職大学院」に限定されたところに、どのような意図があったのかと思う。今までの採用に関する話であれば、やはり専門性の高い人を確保したいというところが一つあったと思うが、「教職大学院」に限らず、もともとその学科の専門性を高めた上で本市に採用を希望する人がいてもおかしくないと思う。そういった人の採用の可能性を狭めないかどうかを伺いたい。

教職員課長／まず2点目、教職員大学院「等」を除いた理由について、この「等」というのは以前、養護教員を対象とする教職大学院がなく、養護教員向けの大学院についても認めるため、これまでは「等」の言葉を使用していた。今回整理するにあたり、文科省等へも確認し、現在は養護教員を対象とする教職大学院も多くあるとのことで、「等」を除く「教職大学院」に統一した。決して門戸を狭めるという意味合いの削除ではない。

そして1点目、(1)と(3)については確認のため、少しお時間をいただきたい。

中島委員／了解した。では、お答えいただいた部分にのみコメントする。門戸を狭めるという意味ではないことに安心した。

教職員課長／申し訳ない。「延期について」の(1)と(3)について、(1)は、心身の特別な事情を理由に、採用の延期を希望する場合ということである。

(3)については、名簿に登載された者が、最終合格した校種・職及び教科の教員免許状を取得するために、採用の延期を希望する場合である。こちらは変更をしていない。

中島委員／了解した。全体像が見えたので、特にコメントはない。

大坪委員／関連情報として、今回の改正案でご用意いただいたのは、「教職大学院のマスター課程についての採用に関するルール」として拡充している。ところが昨今、教職大学院の博士課程が少しずつ出来上がっており、実は、福岡教育大学においても、令和7年度4月より「3年課程の博士課程」が動き出す。その方々がどのくらい受験するかは不確定であるが、基本的に研究職を目指す方が教職大学院の博士課程に進まれるので、あまり多くの受験率は期待できないが、中には現職の教員を経験した後に、また研究職を希望する考えの方もいると思われる。そういう意味で、進路状況等を調査しながら、おそらく1年後か2年後くらいに対応することがタイミング的には適切だと考えているので、情報収集を続けるとよいと思う。意見である。

香月委員／よく分からないので教えていただきたい。先ほど、中島委員の「教職大学院等への」というところで、「以前は養護教員向けの大学院がなかった」ということであるが、この方たちはどこに行かれていて延期を希望されていたのか。

教職員課長／現状、養護教員の方で、教職大学院を出て受験される方は今までいなかった。

今回の形も「大学院」という名前で、養護教員の方が博士課程へ進学することはあったようなので、以前は「等」を付けておいたということである。

香月委員／養護教諭は、大学院には行かれていなかったと理解している。もともとそういったものが必要なのかどうか、なぜ、「等」が最初に入ったのかがよく分からない。

教職員課長／以前も、養護教員の方で、大学院に行かれる方はおられたが、そういった方が受験されることを仮定して当初、文言として「教職員大学院等」という言葉を付けていた。

教職員部長／要は今回、いろいろと調べる中で、養護教諭の方々も「教職大学院」に入って進学されることが分かったので、今後は「等」と分けずとも、「教職大学院」という中に養護教諭も含められるという解釈が我々もできた。また、「等」がなくなり、養護教諭の方々も「教職大学院」に行って学んでいるという門戸、きちんとしたルートがあることを確認できたので、このように書かせていただいた。

郷田委員／教職大学院と大学院が違うということであるか。

田島教育長／最初の説明では、現行の規程が定められた当時、養護教員の場合は「教職大学院に行く」というコースがなかったのが「等」と入れていた。しかし、現在はそうではなく、教職大学院には養護教諭も行けるということになっているので外した、と理解したが、そうではなかったのか。それでよいか。

教職員部長／その通りである。

郷田委員／大学院に行っていたということであるか。

田島教育長／一般的な大学院に行っていた。

教職員部長／「教職」ではない。

大坪委員／私の理解が間違っていたら訂正していただきたい。教育学部の中で、いわゆる教員免許や養護教諭免許を持つ人たちが進学されていた修士課程の大学院には、「教職大学院」と、大学によって呼び方は様々であるが「教育学研究科」などと呼ばれるものがある。教職大学院で主に勉強している「教育技術」そのものではなく、いわゆる心理学や教育制度の勉強を行う大学院もあった。

また、教育委員会によっては、教職大学院だけでなく「教育学専攻科」の大学院1年に入学した学生にも、「1年生の時から教員採用試験受けてもいいですよ」と、そのような優遇措置を取られている教育委員会も少なくなかった。こちらもそうであった記憶がある。

そのようなことから、教職大学院に限らず教育課程の大学院も含むため、現行まで「教職大学院等」と、両方を含むような表現を取られていたと私は理解していた。その理解でよろしいか。

教職員課長／その通りである。

田島教育長／では、今回の大学院は。

大坪委員／もうなくなっている。

田島教育長／了解した。

大坪委員／教育学部の中で、いわゆる「教育学研究科」がなくなっている。よって、「教育学研究科」が不要となったのであれば、これでよろしいかと。

報 告 終 了

その他報告②「思永中学校温水プール管理要綱の一部改正について」

施設課長が報告。

[報告要旨]以下の項目について報告。

中 島 委 員／このような要綱を改正すること自体には納得したが、改正のスケジュールについて伺う。今後、2月上旬から業者の入札及び、4月から要綱の改正版を施行することになるが、こんなにタイトなスケジュールで入札ができるものなのか。また、市民にとっては、告知から割とすぐに利用の仕方が変わる印象になるのではないかと思うが、その辺りのスケジュール感について、妥当なものなのかをご説明いただきたい。

施 設 課 長／現在、思永中学校の管理については、市が直営管理を行っている。実際の管理実務のみを管理業者へ委託する形を取っており、いわゆる「指定管理者」とは少々異なる。通常の業務委託のため、入札のスケジュール感としては、一般の業務委託もおおむね同様のスケジュール感で行なわれており、今年度の業務も同様に実施している。よって、その辺りについては、無理はないと思っている。

次に、市民への周知スケジュールについてだが、広報ツールとしては充実させて、市政だよりへは4月1日号に載せたいと思うが、実際市民に影響が出始めるのは5月の水泳授業の開始時期頃からである。その辺りをできるだけ早めに、丁寧に説明していきたい。特に、窓口でプールの使用券を購入される方に関しては、窓口で、できるだけ丁寧に説明したいと考えている。

中 島 委 員／承知した。1点目については、特に大きな問題はなさそうだと理解した。

市民への周知については、ぜひおっしゃられたとおりに、丁寧に実施していただければよいと思う。

香 月 委 員／「市民への影響」というところで、1校プール授業があった場合、その日は全て使えないことになるのか。それとも、その間の空いている時間帯は受け入れるなど、そのような運営になるのか。

施 設 課 長／その辺りもまだ、学校間で調整をしているところではあるが、例えば、1日に1時間でも授業が入っていると、その日はおそらく供用時間を統一して、市民供用時間は4時からになると思われる。1週間のうち、例えば、月曜と水曜が授業がない場合、その週は丸々、市民供用を昼間でやめるのか、それとも空いた日だけでも開けるのかは調整が必要になってくる。ただ、事前に告知をしないと市民の方も混乱を来す可能性があるため、その辺りについては引き続き、実施までに検討課題とさせていただく。いずれにしても、なるべく市民利用ができるように考えたいと思っている。

香 月 委 員／了解した。よく検討いただくよう、よろしくお願いします。

報 告 終 了

(関係者以外退出)

議案第49号「令和7年2月北九州市議会定例会への提出議案等について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

原 案 可 決

議案第50号「人事について」

本議案の提案理由を労務争訟担当課長が説明。

原 案 可 決

4 閉 会

17:18 田島教育長が閉会を宣言